

別表（第5条関係）

No.	提出書類	備考
1	損壊家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書	様式第6号
2	り災証明書の写し	
3	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
4	印鑑登録証明書	
5	損壊家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他損壊家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
6	損壊家屋等の配置図	様式第7号
7	損壊家屋等の現況写真	被災時・解体前・解体中・解体後の写真 損壊家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
8	解体及び撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び代金の領収書	
9	マニフェスト伝票（E票）その他廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類	
10	委任状及び代理人の本人確認ができる書類の写し	様式第8号 代理人が申請する場合に限る。
11	損壊家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（所有者）	様式第9号 申請者が所有者でない場合に限る
12	共有者全員の損壊家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第10号 損壊家屋等が共有である場合（損壊家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
13	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の損壊家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者・相続人）、損壊家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第10号 損壊家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
14	遺産分割調定調書又は遺産分割審判所及び審判確定証明書	損壊家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
15	損壊家屋等を差し押さえた債権者全員（本市を除く。）の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（関係権利者）	様式第11号 損壊家屋等が差し押さえられている場合に限る。
16	その他市長が必要があると認める書類	